

令和 3 年度

行政監査結果報告書

新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金等について

松山市監査委員



松 監 第 77 号  
令和 4 年 4 月 21 日

様

松山市監査委員 飯 尾 隆 哉

同 大 宿 有 三

同 渡 部 昭

同 岡 田 教 人

## 行政監査結果報告の提出について

地方自治法第 199 条第 2 項の規定による監査を松山市監査基準に準拠し実施しましたので、同条第 9 項の規程により、監査の結果に関する報告を決定し、次のとおり提出します。



## 目 次

I	監査のテーマ	1
II	監査の目的	1
III	監査の対象	1
IV	監査の期間	1
V	監査の着眼点	1
VI	監査の実施内容	1
VII	監査の結果	1
1	監査対象補助金等	2
2	感染症対策に係る補助金等について	3
3	地域経済対策に係る補助金等について	7
4	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた補助金等について	21
	要望事項	23
	むすび	24

# 行政監査結果報告

## I 監査のテーマ

新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金等について

## II 監査の目的

令和2年度の本市決算額は、一般会計歳出総額は2,468億円で、前年度を約630億円(34.2%)上回った。増額の主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策に係る特別定額給付金等の補助金等(以下「感染症対策補助金等」という。)であり、その増加額は578億円に上り、対前年度増減率は217.3%に及んだ。

新型コロナウイルスとの闘いは未だ継続しているが、市民生活と地域経済への影響を最小限に抑えるべく取り組んだ補助金等や、イベント等の中止・延期を余儀なくされ、不用額を生じた補助金等の執行状況について、法令等に従い適正に処理されているか調査を行う。

## III 監査の対象

令和2年4月1日から令和3年8月31日までの期間における感染症対策補助金等のうち、感染症対策及び地域経済対策で特に支出金額の多いものを対象とする。

また、令和2年度において、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、イベントの中止・延期等を余儀なくされた補助事業等に係る補助金等についても対象とする。

## IV 監査の期間

令和3年12月1日から令和4年3月9日まで

## V 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおりである。

- (1) 補助金交付要綱等の整備について
  - ・補助金等は、目的、対象等は公益上の必要性が明確であり、対象者等について補助金交付要綱等により整備されているか。
- (2) 補助金等の交付手続等について
  - ・補助金等の交付手続は申請者に考慮し、申請されやすい環境整備がされているか。
  - ・申請受理後、可能な限り速やかに交付されているか。
  - ・補助金額、交付先は補助金交付要綱等に合致し適正か。
  - ・事業は合理的な手順により執行されているか。
- (3) 補助金等交付後の確認について
  - ・実施内容等の確認は適正に実施されているか
  - ・交付目的のイベント等が中止・延期となった場合に、開催準備経費等以外の金額を戻入するなど、適正に精算されているか。
  - ・事業効果の確認や検証はされているか。

## VI 監査の実施内容

監査の実施にあたっては、対象補助金等の所管課に対し調査票の提出を求めるとともに、関係書類の調査、関係職員からの事情聴取等を実施することにより、補助金等の交付事務の状況を調査した。

## VII 監査の結果

次のとおりである。

## 1 監査対象補助金等

監査対象とする補助金等は次のとおりである。

令和2年度

(単位：円)

対象補助金等		所管課	支出済額
感染症対策に係る補助金等			
(1)	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所に対するサービス継続支援事業補助金	介護保険課	33,152,000
(2)	障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）	障がい福祉課	44,044,105
(3)	松山市放課後児童健全育成事業新型コロナウイルス感染症対策特例措置補助金	子育て支援課	43,823,000
(4)	松山市保育所等新型コロナウイルス感染症対策費補助金	保育・幼稚園課	132,091,000
地域経済対策に係る補助金等			
(1)	松山市新型コロナウイルス感染症対応雇用維持助成金	地域経済課	22,306,646
(2)	松山市個人事業主等支援給付金		424,750,000
(3)	松山市創業者支援給付金		89,300,000
(4)	松山市新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金（第1弾及び第2弾）		3,705,100,000
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた補助金等			
(1)	松山市文化協会運営補助金	文化・ことば課	13,331,463
(2)	ことばのちからイベント実施負担金		23,814,290
(3)	公益財団法人 松山市スポーツ協会運営補助金	スポーティングシティ推進課	33,409,668
(4)	愛・野球博実行委員会負担金		15,812,318
(5)	公益財団法人 松山国際交流協会運営補助金	観光・国際交流課	46,557,174
(6)	公益財団法人 松山観光コンベンション協会運営補助金		115,402,841

注) 1 項目ごとに10,000千円以上となる補助金等から選定

2 項目ごとに所管課、科目、事業の順に表記

令和3年度

(単位：円)

対象補助金等		所管課	支出済額
地域経済対策に係る補助金等			
(1)	松山市中小企業応援金	地域経済課	440,400,000
(2)	松山市新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金（第3弾から第5弾）		6,024,222,000

注) 1 令和3年度は8月31日時点

2 項目ごとに10,000千円以上となる補助金等から選定

3 科目、事業順に表記

## 2 感染症対策に係る補助金等

### 令和2年度

#### (1) 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金

##### ア 制度の概要

###### (ア) 制度について

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所に対するサービス継続支援事業補助金（以下「介護サービス継続補助金」という。）は、要介護等の高齢者やその家族にとって住み慣れた地域における生活を支えるため、市から休業要請を受けた通所系サービス事業所等や、利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所等が、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、衛生用品等の購入費や職員の応援派遣等のかかり増し経費に対し交付するものである。

市から休業要請を受けた通所系サービス事業所等や、利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所等が対象であり、交付額は、実績額に対し交付され、国が定める基準単価を限度とする。

###### (イ) 要綱の整備状況について

松山市補助金交付規則（以下「規則」という。）を準用しており、実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要領」を作成していた。

##### イ 交付の状況

令和2年度の介護サービス継続補助金は、15件の交付決定が行われ、歳出予算現額50,836千円に対し支出済額は33,152千円（執行率65.2%）となっていた。

介護サービス継続補助金の交付の状況（単位：円・%・件）

歳出予算現額	支出済額	執行率	交付件数
50,836,331	33,152,000	65.2	15

##### ウ 交付事務等について

###### (ア) 申請受付について

介護サービス継続補助金の申請に当たっては、対象事業所等に対し所管課が個別に事業説明を行い、申請を促していた。事業を実施する事業所等は、実績額の確定後、申請書に事業計画書等を添付し申請していた。

###### (イ) 交付事務について

交付決定が行われた15件のうち抽出により調査（5件、22,871千円）したところ、適正に処理されていた。

介護サービス継続補助金の交付状況（抽出）（単位：件・円）

種類	件数	内容			合計
		職員手当等	衛生用品費	その他	
事業所等	5	20,747,000	1,836,000	288,000	22,871,000

###### (ウ) 実績の確認について

介護サービス継続補助金は、規則に基づき、補助金交付後に事業所等から実績報告書が提出されていた。実績報告書には、証拠書類となる領収書の写しが添付されており、所管課により確認されていた。



## (2) 障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）

### ア 制度の概要

#### (ア) 制度について

障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）（以下「障害者感染症対策補助金」という。）は、障害福祉サービスに係る施設や事業所等（以下「施設等」という。）が、新型コロナウイルス対策に必要となる衛生用品の確保等を支援するため交付するものである。

交付額は、実績額に対し交付され、直接処遇職員の総数に応じて設定された金額を限度とする。

直接処遇職員	限度額
10名未満	10万円
10名以上 50名未満	35万円
50名以上	75万円

#### (イ) 要綱の整備状況について

規則を準用しており、実施に当たっては、「松山市障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業（衛生用品等の緊急調達事業）実施要綱」を作成し、令和2年4月1日から適用していた。

### イ 交付の状況

令和2年度の障害者感染症対策補助金は、145件の交付決定が行われ、歳出予算現額87,100千円に対し支出済額は44,044千円（執行率50.6%）となっていた。執行率が低調であった理由は、新型コロナウイルス感染症の影響により、マスク・消毒用アルコール等衛生用品に対する全国的な需要の高まりから、メーカーによる品薄状態が続き、施設等が思うように対象用品を確保できなかったことが要因とされる。

障害者感染症対策補助金の交付の状況（単位：円・%・件）

歳出予算現額	支出済額	執行率	交付件数
87,100,000	44,044,105	50.6	145

### ウ 交付事務等について

#### (ア) 申請受付について

障害者感染症対策補助金の交付申請受付に当たり、所管課は、施設等への事業周知のため文書により通知していた。事業を実施する施設等は、実績額の確定後、申請書に事業計画書を添付し申請していた。

#### (イ) 交付事務について

交付決定が行われた145件のうち抽出により調査（50件、16,504千円）したところ、適正に処理されていた。

障害者感染症対策補助金の交付状況（抽出）（単位：件・円）

種類	件数	金額	内容
施設等	50	16,504,369	衛生用品等消耗品

#### (ウ) 実績の確認について

障害者感染症対策補助金は、規則に基づき、補助金交付後に施設等から実績報告書が提出されていた。実績報告書には、証拠書類となる領収書の写しが添付されており、所管課により確認されていた。

### (3) 松山市放課後児童健全育成事業新型コロナウイルス感染症対策特例措置補助金

#### ア 制度の概要

##### (ア) 制度について

松山市放課後児童健全育成事業新型コロナウイルス感染症対策特例措置補助金（以下「児童クラブ感染症対策補助金」という。）は、児童クラブでの感染拡大防止のため、衛生用品や備品の購入等に対し交付するものである。

交付額は、実績額に対し交付され、1支援当たり 50 万円を限度とする。

##### (イ) 要綱の整備状況について

「松山市放課後児童健全育成事業新型コロナウイルス感染症対策特例措置補助金交付要綱」を制定し、改正後、令和 2 年 4 月 1 日から適用されていた。

#### イ 交付の状況

令和 2 年度の児童クラブ感染症対策補助金は、51 件の交付決定が行われ、歳出予算現額 60,100 千円に対し支出済額は 43,823 千円（執行率 72.9%）となっていた。

児童クラブ感染症対策補助金の交付の状況（単位：円・%・件）

歳出予算現額	支出済額	執行率	交付件数
60,100,000	43,823,000	72.9	51

#### ウ 交付事務等について

##### (ア) 申請受付について

児童クラブ感染症対策補助金の交付申請受付に当たり、所管課は、児童クラブへの事業周知のため、事業の内容や手続等に係る説明会を実施していた。事業を実施する児童クラブは、購入実績額の確定後、申請書に事業を実施することを証する書類を添付し申請していた。

##### (イ) 交付事務について

交付決定が行われた 51 件のうち抽出により調査（17 件、7,107 千円）したところ、次のような点が見受けられた。

###### ①実績報告書の確認について

児童クラブ感染症対策補助金の交付は、要綱により、交付に先立ち実績報告書の提出を求め、その内容審査を行った後交付される。内容審査のため、所管課は、実績報告書に事業を実施したことを証する書類を求めているが、このことについて一部、領収書の確認がされていない状況が見受けられた。

領収書について、所管課は補助金交付後に現地調査により確認する計画としていた。

児童クラブ感染症対策補助金の交付状況（抽出）（単位：件・円）

種類	件数	金額	内容
公設民営	10	5,097,000	衛生用品等消耗品、備品
民間	7	2,010,000	同上
計	17	7,107,000	

#### 【要望事項】

##### ・実績報告書の適切な確認について

松山市放課後児童健全育成事業新型コロナウイルス感染症対策特例措置補助金に係る実績報告書について、その内容審査のための書類として児童クラブから衛生用品等の購入に係る帳簿が提出され、所管課はこれにより確認し補助金交付をしているが、領収書については一部確認していない状況であった。本補助事業は、衛生用品等の購入を事業実績とし、その実績

額に対し交付するものであることから、交付済みの補助金について早急に帳簿と領収書の確認を行われたい。

#### (4) 松山市保育所等新型コロナウイルス感染症対策費補助金

##### ア 制度の概要

###### (7) 制度について

松山市保育所等新型コロナウイルス感染症対策費補助金（以下「保育所感染症対策補助金」という。）は、私立保育所等（以下「保育所等」という。）での感染拡大防止のため、衛生用品及び備品の購入や、職員の時間外手当などのかかり増し経費に対し交付するものである。

交付額は、実績額に対し交付され、事業ごとに 50 万円を限度とする。

###### (イ) 要綱の整備状況について

「松山市保育所等新型コロナウイルス感染症対策費補助金交付要綱」を制定し、改正後、令和 2 年 4 月 1 日から適用されていた。

##### イ 交付の状況

令和 2 年度の保育所感染症対策補助金は、141 件の交付決定が行われ、歳出予算現額 320,527 千円に対し支出済額は 132,091 千円（執行率 41.2%）となっていた。執行率が低調であった理由は、小規模施設等で予算見込みほど申請がなかったことなどによる。

保育所感染症対策補助金の交付の状況（単位：円・%・件）

歳出予算現額	支出済額	執行率	交付件数
320,527,000	132,091,000	41.2	141

##### ウ 交付事務等について

###### (7) 申請受付について

保育所感染症対策補助金の交付申請受付に当たり、所管課は、保育所等への事業周知のため文書により通知していた。事業を実施する保育所等は、要綱により、事業完了後に完了を示す証拠書類を添付し申請していた。

###### (イ) 交付事務について

交付決定が行われた 141 件のうち抽出により調査（70 件、53,696 千円）したところ、次のような点が見受けられた。

###### ①補助事業者が取得した財産の管理について

保育所感染症対策補助金の交付を受けた保育所等には、事業により取得した財産について、減価償却資産の耐用年数に関する省令に定める耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）内における管理の義務が要綱で規定され、期間内の譲渡、交換、貸し付け等が制限されている。その管理について、所管課は、保育所等に対し、購入した備品の台帳を求め提出させていたが、対象となる財産について特に定められていないため、保育所等により台帳に記載する備品の金額等が異なっている状況が見受けられ、耐用年数についても把握できるものがないことから、処分制限期間に係る財産等の管理がされていない状況が見受けられた。

保育所感染症対策補助金での 10 万円以上の備品の購入状況（抽出）

（単位：園・件・円）

区 分	抽出 施設数	購入 施設数	購入 件数	金 額	左のうち 30 万円以上 の備品	
					購入 件数	金 額
私立保育所	13	8	26	4,218,230	1	334,730
私立幼稚園	4	1	3	377,400	0	0
地域型保育施設	23	10	32	5,917,770	2	632,000
地域保育所	30	13	26	4,457,230	3	1,209,800
計	70	32	87	14,970,630	6	2,176,530

保育所感染症対策補助金の交付状況（抽出）

（単位：円）

区 分	消耗品	備品	特別手当	その他	計	補助金額
私立保育所	6,178,933	9,107,594	5,119,197	64,900	20,470,624	19,165,000
私立幼稚園	713,518	889,670	300,000	8,418	1,911,606	1,895,000
地域型保育施設	5,272,415	8,880,023	4,129,554	636,100	18,918,092	18,028,000
地域保育所	3,407,435	8,766,867	2,711,588	43,200	14,929,090	14,608,000
計	15,572,301	27,644,154	12,260,339	752,618	56,229,412	53,696,000

#### (ウ) 実績の確認について

保育所感染症対策補助金は、要綱に実績報告書の提出に係る規定がないため補助事業者から提出されていないが、事業完了後の申請であるため、申請時に事業完了を証するものとして領収書の写し等が提出されていた。所管課は、交付決定時に領収書等を確認し決定していた。

#### 【要望事項】

- ・財産管理に係る補助事業者への指導について

松山市保育所等新型コロナウイルス感染症対策費補助金では、新型コロナウイルス感染症への対策から空気清浄機等の購入が多く、中には価格が 30 万円を超える高額な備品の購入もみられた。所管課は、補助事業者である保育所等に対し、要綱で処分制限期間内の財産管理を義務付け、補助金の交付の目的に反しての使用、譲渡等には市長の承認が必要なこととしているが、対象財産の管理がされていない状況が見受けられたため、財産や耐用年数等を明確にした台帳を作成することなどにより、適正な管理が行われるよう保育所等へ指導されたい。

### 3 地域経済対策に係る補助金等

#### 令和 2 年度

#### (1) 松山市新型コロナウイルス感染症対策雇用維持助成金

##### ア 制度の概要

##### (7) 制度について

松山市新型コロナウイルス感染症対策雇用維持助成金（以下「雇用維持助成金」という。）は、雇用の安定及び事業活動の継続を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的な休業を余儀なくされた場合においても、労働者の雇用の維持を図ろうとする市内中小企業に対し、国から企業へ支給される雇用調整助成金（以下「国の助成金」という。）に上乗せし、交付するものである。

交付対象者は、市内に事業所を有し、国の助成金の支給決定を受けたものであり、交付額は、国の助成金の支給決定額に所定の率を乗じた得た額で、1 事業者あたり 330 万

円を限度とする。

休業手当				
国 2/3	県 1/10	市 1/10	企業 2/15	国支給額 の 3/20
国 4/5	県 1/10	市 1/10		国支給額 の 1/8
国 9/10		県 1/20	市 1/20	国支給額 の 1/18

#### (イ) 要綱の整備状況について

「松山市新型コロナウイルス感染症対策雇用維持助成金交付要綱」を制定し、令和2年4月9日に公布されていた。また、国の助成金の上限額引上げ等に伴い、同年5月、7月及び翌年2月に限度額の引上げ等に係る要綱改正を行い対応されていた。

#### イ 交付の状況

令和2年度の雇用維持助成金は、228件の交付決定が行われ、歳出予算現額49,000千円に対し支出済額は22,307千円（執行率45.5%）となっていた。執行率が低調であった理由は、令和2年6月に国の助成金の助成率等が拡充され、解雇等を行わない企業に対する助成率が10/10となったことにより、当該企業への助成の必要がなくなったことによる。

雇用維持助成金の交付の状況 (単位：円・%・件)

歳出予算現額	支出済額	執行率	交付件数
49,000,000	22,306,646	45.5	228

#### ウ 交付事務等について

##### (ア) 申請受付について

雇用維持助成金の申請受付にあたり、所管課は市ホームページ及び広報紙での周知や、愛媛県社会保険労務士会が主催する講習会等を通じ、事業の広報を実施し、令和2年4月9日から受付を開始していた。

受付は所管課窓口及び郵送による対応のほか、社会保険労務士による申請も可能とするなど、申請者の申請促進を図った。

##### (イ) 交付事務について

雇用維持助成金の交付決定が行われた228件のうち抽出により調査(20件、6,170千円)したところ、適正に処理されていた。

雇用維持助成金の状況 (抽出) (単位：件・円)

国の助成率	市助成額	件数	助成金額
2/3	国支給決定額に3/20を乗じた額	3	585,800
4/5	国支給決定額に1/8を乗じた額	17	5,584,559
計		20	6,170,359

抽出したものに係る申請受付から交付までの日数の状況は次のとおりであり、概ね速やかに交付されていた。

雇用維持助成金の支給までの日数（抽出）（単位：件）

日 数	10日以内	11日～20日	21日～30日	計	(最小8日、最大28日)
件 数	3	7	10	20	

**(ウ) 実績の確認について**

雇用維持助成金の実績については、要綱上に規定がなく確認は行われていない。これは、本助成金が、国の助成金額により額が確定される助成金であることを要因としている。

**エ 不正受給等の状況について**

令和4年2月末日現在の不正受給等の状況は次のとおりである。

**(ア) 過誤受給について**

雇用維持助成金の過誤受給は3件であった。これは、企業からの返還申出によるものであり、すべて返還済みであった。

雇用維持助成金の過誤受給による返還の状況（単位：件・円）

戻入命令		戻入収入済		戻入収入未済	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
3	47,282	3	47,282	0	0
(戻入理由) 国の助成金で、雇用保険の被保険者とならない者を誤って対象者としていたことによる一部支給決定取消に伴い、受給済みの本助成金の減額について、企業から返還申出があったため。					

**(イ) 不正受給について**

雇用維持助成金の不正受給の認定はなかった。不正受給対策について、所管課は愛媛県と連携し情報共有を図ることや、対策を強化した国の動向に注視することとしている。

**(2) 松山市個人事業主等支援給付金**

**ア 制度の概要**

**(ア) 制度について**

松山市個人事業主等支援給付金（以下「個人事業主給付金」という。）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、事業収益の減収等の大きな影響を受けている個人事業主等で、市内で店舗又は事業所等（以下「店舗等」という。）を賃借している事業主に対し、給付金を交付するものである。

給付対象者は、国が実施する個人事業主を対象とした持続化給付金（以下「国の給付金」という。）の給付決定を受けている者であり、給付金額は、国の給付金の決定の額により決定される。

区 分	国の給付金の決定額			
	50万円未満		50万円以上	
	店舗単独	店舗兼住宅	店舗単独	店舗兼住宅
個人事業主給付金給付額	100,000円	50,000円	200,000円	100,000円

**(イ) 要綱の整備状況について**

「松山市個人事業主等支援給付金交付要綱」を制定し、令和2年5月15日に公布さ

れていた。

## イ 交付の状況

個人事業主給付金は、2,296 件の交付決定が行われ、歳出予算現額 424,750 千円に対し支出済額は 424,750 千円（執行率 100.0%）となっていた。

個人事業主給付金の交付の状況 (単位：円・%・件)

歳出予算現額	支出済額	執行率	交付件数
424,750,000	424,750,000	100.0	2,296

## ウ 交付事務等について

### (ア) 申請受付について

個人事業主給付金の申請受付にあたり、所管課は市ホームページ、広報紙及び市政広報テレビの活用により周知を図ったほか、松山商工会議所を始めとする関係団体に会員企業への周知を依頼し、令和 2 年 5 月 16 日から受付を開始した。

受付は、所管課の窓口及び郵送による対応のほか、平日申請が困難な申請者に対応すべく令和 2 年 10 月 31 日までは庁舎外に窓口を設け、業者委託により土曜日、日曜日及び祝日の対応も可能としていた。

### (イ) 交付事務について

個人事業主給付金の給付決定が行われた 2,296 件のうち抽出により調査（100 件、18,450 千円）したところ、次のような点が見受けられた。

#### ① 店舗等の賃借に係る実態確認について

給付決定にあたり、要綱により申請者から当該店舗等に係る賃貸借契約書（以下「契約書」という。）が提出されており、これにより、所管課は、店舗等に係る賃借の確認を行っていた。しかしながら、契約書の確認のみでは賃借の実態の確認が行えないため、賃料支払いに係る実績等を示す領収書等の確認が必要であったと思料するが、当該資料について要綱上規定がなく提出されていないため、実態の確認として不十分な状況が見受けられた。

#### ② 店舗兼住宅の場合における事実確認について

店舗等が住宅と併用の場合においても、店舗兼住宅として給付対象とされているが、その場合の確認に必要とする証拠書類について、要綱で特に規定がなく提出されていないことから、事実確認が不足している状況が見受けられた。

契約書は提出されているが、店舗単独の場合における契約書が、店舗等の場所が申請者住所と別の住所であることや、物件の名目がテナント等となっていることにより確認できるのに対し、店舗兼住宅の契約書では、店舗等の場所は、申請者宅の住所であり、名目も居住用建物や住宅で契約されている場合がほとんどであるため、契約書のみでは店舗等部分に係る賃借の事実が確認できなかった。補足として写真の添付により店舗等の実態が確認できるものもあるものの、添付がないものや、添付されていても実態として確認できないものが見受けられた。

個人事業主給付金の給付状況（抽出）（単位：件・円）

区 分		件数	金額	
国の 給付金 決定額	50万円 未満	店舗単独	0	0
		店舗兼住宅	1	50,000
		小計	1	50,000
	50万円 以上	店舗単独	85	17,000,000
		店舗兼住宅	14	1,400,000
		小計	99	18,400,000
合 計		100	18,450,000	

抽出したものに係る申請受付から交付までの日数の状況は次のとおりであり、申請内容により審査に時間を要するものもあるものの概ね速やかに交付されていた。

個人事業主給付金の交付までの日数（抽出）（単位：件）

日 数	20日 以内	21日 ～30日	31日 ～40日	41日 ～50日	51日 以上	計	(最小11日、 最大57日)
件 数	63	28	6	2	1	100	

#### (ウ) 実績の確認について

個人事業主給付金の実績については、受給者に報告が義務付けられていないため、確認されていない。これは、本給付金が、要件審査により金額が確定される給付金であることを要因としている。

#### エ 不正受給等への対応について

令和4年2月末日現在の対応は次のとおりである。

##### (7) 過誤受給について

個人事業主給付金の過誤受給はなかった。

##### (イ) 不正受給について

個人事業主給付金の不正受給の認定はなかった。

不正受給への対策について、所管課は、受給者に対し給付決定時に通知書に記載し周知することで対応を図っていた。

#### 【要望事項】

##### ①給付要件の適正な確認について

松山市個人事業主等支援給付金は、事業収益の減収等の影響を受けた個人事業主の事業継続のため、店舗等を賃借する個人事業主等に対し、家賃等固定費に係る負担の支援を行うものである。給付に当たり、所管課は、契約書のみで賃借の確認をしていたが、賃借の実態及びその負担の確認のためには、証拠書類として賃料支払いに係る実績等の確認も必要であったと思料する。また、店舗兼住宅の賃借の場合においても、その事実を確認するには資料が不十分な状況が見受けられた。今後、同様の事業を行うに当たっては、給付要件の確認のため、必要な資料を求めるとともに、事業開始後であっても改善を図ることなどにより適正な確認を行われたい。

##### ②受給者への周知について

松山市個人事業主等支援給付金は、国の給付金の給付決定を受けていることを対象要件としている。国では不正受給に対し、ホームページ等で強くメッセージを発し、警告している。本市においても、本給付金受給者に国の給付金の支給取消等が生じた場合、本給付金の返還対象となり得ることなどもあることから、ホームページ等により受給者に周知されたい。



### (3) 松山市創業者支援給付金

#### ア 制度の概要

##### (ア) 制度について

松山市創業者支援給付金（以下「創業者給付金」という。）は、創業して間もない個人事業主等や新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中であっても創業しようとする中小企業者や個人事業主等（以下「個人事業主等」という。）への支援のため、給付金を給付するものである。

給付対象者は、平成 29 年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に市内で創業し、要件に該当する個人事業主等で、給付額は一律 10 万円である。

##### 個人事業主等の要件

創業期間	平成 29 年 10 月 1 日から 令和元年 9 月 30 日	令和元年 10 月 1 日から 令和 2 年 9 月 30 日
要件	・ 下記①の任意のひと月と②のひと月の売上を比較して 10%以上減少しているもの。 ①創業から令和元年 12 月まで（新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない月） ②令和 2 年 1 月から 6 月まで	・ 創業後 3 月以上事業を継続していて、今後も事業を継続する意思があるもの。

##### (イ) 要綱の整備状況について

「松山市創業者支援給付金交付要綱」を制定し、令和 2 年 7 月 3 日に公布していた。

#### イ 交付の状況

創業者給付金は、893 件の交付決定が行われ、歳出予算現額 95,250 千円に対し、支出済額は 89,300 千円（執行率 93.8%）となっていた。

##### 創業者給付金の交付の状況（単位：円・%・件）

歳出予算現額	支出済額	執行率	交付件数
95,250,000	89,300,000	93.8	893

#### ウ 交付事務等について

##### (ア) 申請受付について

創業者給付金の申請受付にあたり、所管課は市ホームページ及び広報紙での周知のほか、松山商工会議所を始めとする関係団体に会員企業への周知を依頼し、令和 2 年 7 月 3 日から受付を開始していた。

受付は、個人事業主給付金と同様に、所管課の窓口及び郵送による対応のほか、平日申請が困難な申請者に対応すべく令和 2 年 10 月 31 日までは庁舎外に窓口を設け、業者委託により土曜日、日曜日及び祝日の対応も可能としていた。

##### (イ) 交付事務について

創業者給付金の交付決定が行われた 893 件のうち抽出により調査（50 件、5,000 千円）したところ、概ね適正に処理されていた。

創業者給付金の給付状況（抽出）

（単位：件・円）

区 分	平成 29 年 10 月 1 日から 令和元年 9 月 30 日		令和元年 10 月 1 日から 令和 2 年 9 月 30 日		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
個人事業主	17	1,700,000	15	1,500,000	32	3,200,000
中小企業者	9	900,000	9	900,000	18	1,800,000
計	26	2,600,000	24	2,400,000	50	5,000,000

抽出したものに係る申請受付から交付までの日数の状況は次のとおりであり、申請内容により審査に時間を要するものもあるものの概ね速やかに交付されていた。

創業者給付金の支給までの日数（抽出）

（単位：件）

日 数	20 日 以内	21 日 ～30 日	31 日 ～40 日	41 日 ～50 日	51 日 以上	計	（最小 11 日、 最大 121 日）
件 数	16	16	10	1	7	50	

(ウ) 実績の確認について

創業者給付金の実績については、受給者に報告が義務付けられていないため、確認されていなかった。これは、本給付金が、要件審査により定額で給付される給付金であることを要因としている。

エ 不正受給等の対応について

令和 4 年 2 月末日現在の対応は次のとおりである。

(7) 過誤受給について

創業者給付金の過誤受給は 1 件であった。

これは、受給者からの返還申出によるものであり、返還済みであった。

創業者支援給付金の過誤受給による返還の状況

（単位：件・円）

戻入命令		戻入収入済		戻入収入未済	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
1	100,000	1	100,000	0	0
（戻入理由） 受給者本人からの申出により、10%以上の売上減少には該当していたが、売上減少の理由としての条件である新型コロナウイルス感染症の影響については、該当でない部分もあったとして、返還を希望されたことによる。					

(イ) 不正受給について

創業者給付金の不正受給の認定はなかった。

不正受給への対策について、所管課は、受給者に対し給付決定時に通知書に記載し周知することで対応を図っていた。

(4) 松山市新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金（第 1 弾及び第 2 弾）

ア 制度の概要

(7) 制度について

令和 2 年度の松山市新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金（以下「2 年度協力金」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 24 条第 9 項の規定に基づく協力の要請に応じて、時間短縮要請期間（以下「要請期間」という。）に営業時間短縮等に協力した市内全域の酒類を提供する飲食店に、事業継

続のため給付するものである。

2年度協力金においては、令和3年1月13日からの要請期間を第1弾、引続く1月27日からの同期間を第2弾とし、対象店舗に給付されている。

区 分		第1弾	第2弾
要請期間		令和3年1月13日から 令和3年1月26日 (14日間)	令和3年1月27日から 令和3年2月7日 (12日間)
感染警戒期間(特別警戒期間)			
対象店舗		19時から翌日5時までの間に酒類を提供し、屋内に常設の飲食スペースを設けている飲食店 (食品衛生法の営業許可)	
協力内容		①営業時間短縮(5時から20時(酒類提供19時)まで) ②終日休業 ※①又は②	
協力金の額	要請期間中すべての期間について営業時間短縮等の実施	28万円	36万円
	※上記の場合	従業員5人未満 5万円 " 5人以上 10万円	—
	要請期間終日まで連続して営業時間短縮等を実施した場合	実施日数×2万円	実施日数×1万円
	上記のうち休業した場合(定休日を除く)	休業日数×1万円	休業日数×1万円
	(最大給付額)	(80万円)	(60万円)

#### (イ) 要綱の整備状況について

「松山市新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金給付事業要綱」を制定し、次のように公布している。

要綱の公布状況

区 分	公布日
第1弾	令和3年1月12日
第2弾	令和3年1月25日

#### イ 交付の状況

2年度協力金は、5,809件の給付決定が行われ、歳出予算現額3,865,000千円に対し支出済額は3,705,100千円(執行率95.9%)となっていた。

2年度協力金の給付状況 (単位:円・%・件)

区 分	歳出予算現額	支出済額	執行率	給付件数
第1弾	2,185,000,000	2,077,400,000	95.1	2,885
第2弾	1,680,000,000	1,627,700,000	96.9	2,924
計	3,865,000,000	3,705,100,000	95.9	5,809

## ウ 交付事務等について

### (7) 申請受付について

2年度協力金の周知について、所管課は市ホームページ及び広報紙のほか、松山商工会議所を始めとする関係団体に会員企業への周知を依頼し、各弾ともに要請期間開始日から受付を開始した。

受付に当たっては、コールセンターを設けて問い合わせ等への対応を図り、所管課の窓口及び郵送での受付のほか、庁舎外にも窓口を設け、土曜日、日曜日及び祝日の対応も可能としていた。また、申請者が第1弾及び第2弾の申請を同時に提出できるよう申請書等を工夫し、申請の簡略化に努めていた。

### (イ) 交付事務について

2年度協力金の交付事務は、対象者に速やかに給付するため、全庁職員に申請書類審査等の応援を依頼し対応を図った。

給付決定が行われた5,809件のうち抽出により調査（第1弾(100件、73,420千円)、第2弾(100件、55,450千円)）したところ、次のような点が見受けられた。

#### ①定休日に係る確認の不足について

要請期間中に要請に応じ休業を実施（以下「休業実施」という。）した店舗に対し、休業実施日数に1万円を乗じて加算し給付していた。この際、定休日は差し引くこととされていたことから、定休日を設定する店舗については、定休日を休業実施日数から差し引き給付されることに対し、定休日がない店舗については、すべての休業実施日数に給付される。しかしながら、その場合においては、定休日がないことに関し、何らかの確認が必要と思料するが、特に確認資料等がないまま給付されているものがある状況が見受けられ、それらの中には、別で申請者から提出されている売上表等により、一定間隔の休みが確認されるものもあった。また、広告等により定休日を明示した資料があるものについても、「予約制で営業」と加筆することにより、定休日を差し引くことなく給付されていた。

定休日がないことの確認ができないものの状況

(単位：日・千円)

区分	弾	申請状況		給付額	確認書類	備考
		休業実施日数	定休日			
A 店舗	1 弾	14	0	140	無し	—
B 店舗	1 弾	14	0	140	無し	売上表記載の休店日 ： R2.12/21(月)、25(金)、28(月)、 R3.1/10(日)、11(月)
C 店舗	1 弾	14	0	140	無し	売上表に記載のない日 ： R2.12/6(日)、7(月)、13(日)、14(月)、 20(日)、21(月)、27(月)
D 店舗	1 弾	14	0	140	無し	売上表(0円でも有り)の提出がない日 ： R2.11/5(木)、12(木)、25(木)、 12/10(木)、17(木)、24(木)
E 店舗	2 弾	12	0	120	広告	営業時間月～土と記載があるが、「日曜日は予約制で営業」の加筆あり

2年度協力金の給付状況（抽出） （単位：件・円）

区 分	第 1 弾		第 2 弾	
	件数	金額	件数	金額
①営業時間短縮	16	10,400,000	28	13,550,000
②終日休業	76	57,410,000	67	39,270,000
①②併用	8	5,610,000	5	2,630,000
計	100	73,420,000	100	55,450,000

抽出したものに係る申請受付から給付までの日数は次のとおりである。対象者への給付について、支払日を通常の設定日以外にも設けたことにより、速やかな給付となっていた。

2年度協力金の支給までの日数（抽出） （単位：件）

日 数		10日以内	11日～20日	21日～30日	31日以上	計	（最小7日、最大43日）
件数	第 1 弾	27	48	17	8	100	
	第 2 弾	8	42	38	12	100	

**(ウ) 実績の確認について**

2年度協力金の実績については、受給者に報告が義務付けられていないため、実績報告書等による確認はされていなかったが、給付対象とする要請期間中の現地パトロールを実施し、店舗の営業時間短縮等の確認を実施した。

**エ 不正受給等の状況について**

令和4年2月末日現在の不正受給等の状況は次のとおりである。

**(ア) 過誤受給について**

2年度協力金の過誤受給は11件であった。

これは、給付要件を満たしていないものへの誤支給等によるものであるが、それらについて次のような点が見受けられた。

①戻入収入未済について

2年度協力金について、給付要件を満たしていないものへの誤支給等があり受給者へ返還を求めているが、いまだ4件について返還されていない状況が見受けられた。

2年度協力金の戻入の状況 （単位：店舗・円）

区 分	戻入命令		戻入収入済		戻入収入未済	
	店舗数	金額	店舗数	金額	店舗数	金額
飲食店営業許可の更新切れによる	8	4,400,000	5	2,190,000	3	2,210,000
本人申出による	2	620,000	1	620,000	0	0
営業形態が喫茶店	1	750,000	0	0	1	750,000
重複支給のため	1	730,000	1	730,000	0	0
期間途中開店のため	1	390,000	1	390,000	0	0
計	11	6,890,000	7	3,930,000	4	2,960,000

**(イ) 不正受給について**

2年度協力金の不正受給の認定はなかった。

不正受給対策として、所管課は申請者に誓約書の提出を求めるとともに、現地パトロールにより店舗の状況確認を行った。

### 【要望事項】

#### ①給付要件の適正な確認について

松山市新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金（第1弾及び第2弾）は、飲食店等への時間短縮等の要請に協力する店舗の事業継続支援のため給付するものであることから、給付に当たり迅速性を期して尽力した姿勢は認められるものの、休業実施日数に対する加算で差し引くこととされている定休日について、定休日がないことの確認が不十分な状況が見受けられた。受給者への公平性のため、今後、同様の事業を行うに当たっては、給付要件を明確にし、事業開始後であっても改善を図ることなどにより適正に確認を行われたい。

#### ②返還金の徴収について

過誤受給について、いまだ返還されていないものがあるため、今後も引き続き交渉を行い徴収に努められたい。

## 令和3年度

### (1) 松山市中小企業等応援金

#### ア 制度の概要

##### (7) 制度について

松山市中小企業等応援金(以下「応援金」という。)は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う飲食店の営業時間短縮、不要不急の外出・移動の自粛等により事業収入が減少する中、感染拡大を予防しながら事業継続に取り組む中小企業者及び個人事業主を支援するため、給付するものである。

給付対象者は、松山市内に本店若しくは主たる事務所を有する中小企業者又は松山市内に住所を有する個人事業主のうち要件に該当するもので、給付額は法人については20万円、個人事業主については10万円である。

#### 給付対象者の要件

区 分	法 人	個人事業主
年間売上	240万円	120万円
共通要件	下記①に示す対象月の事業収入が②に示す比較対象月と比較して30%以上減少しているもの。 ①令和3年1月から5月までのいずれかの月 ②平成31年若しくは令和元年又は令和2年の同月 (※創業者については別の取扱い)	

#### (イ) 要綱の整備状況について

「松山市中小事業等応援金給付事業要綱」を制定し、令和3年5月25日に公布している。

#### イ 交付の状況

令和3年8月末日現在の応援金は、3,015件の給付決定が行われ、給付見込額600,000千円に対し給付済額は440,400千円（執行率73.4%）となっていた。

応援金の給付状況（抽出） (単位：円・%・件)

歳出予算現額	給付済額	執行率	給付件数
600,000,000	440,400,000	73.4	3,015

注) 令和3年8月31日現在

## ウ 交付事務等について

### (7) 申請受付について

応援金の周知について、所管課は市ホームページ及び広報紙でのほか、松山商工会議所を始めとする関係団体に会員企業への周知を依頼し、令和3年6月1日から受付を開始していた。

応援金については申請受付から給付に係る事務は業者に委託されており、受託業者により、コールセンターを土曜日、日曜日及び祝日も含めて令和3年5月26日から開設し、制度概要の説明や申請書類の記載方法等の問い合わせへの対応を行うとともに、市庁舎窓口及び郵送での受付のほかオンラインでの受付も可能とした。

### (イ) 交付事務について

応援金の給付決定が行われた3,015件のうち抽出により調査(100件、15,400千円)したところ、適正に処理されていた。

応援金の給付状況(抽出) (単位: 件・円)

法人		個人事業主		計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
54	10,800,000	46	4,600,000	100	15,400,000

抽出したものに係る申請受付から受託業者を通じて給付までの日数の状況は次のとおりであり、速やかに給付されていた。

応援金の給付までの日数 (単位: 件)

日数	7日以内	8日～14日	15日～21日	22日以上	計	(最小5日、最大25日)
件数	55	28	15	2	100	

### (ウ) 実績の確認について

応援金の実績については、受給者に報告が義務付けられていないため、確認されていなかった。これは、本給付金が、要件審査により定額で給付される給付金であることを要因としている。

## エ 不正受給等の状況について

令和4年2月末日現在の不正受給等の状況は次のとおりである。

### (7) 過誤受給について

応援金の過誤受給は1件であった。

これは受給者からの返還申出によるものであり、返還済みであった。

応援金の戻入の状況 (単位: 件・円)

戻入命令		戻入収入済		戻入収入未済	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
1	100,000	1	100,000	0	0

(戻入理由)  
月次支援金を受給できたことにより受給者から返還申出があったことによる。

### (イ) 不正受給について

応援金の不正受給の認定はなかった。

(2) 松山市新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金（第3弾から第5弾）

ア 制度の概要

(ア) 制度について

令和3年度8月末日時点での松山市新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金（以下「3年度協力金」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項又は第31条の6第1項の規定に基づく要請に応じて、時間短縮要請期間に営業時間短縮等に協力した市内の飲食店に、事業継続のため給付するものである。

令和3年4月1日から同年5月31日までの要請期間において、第3弾から第5弾まで実施されている。

区分		第3弾	第4弾	第5弾	
要請期間		4月		5月	
		1日～21日 (21日間)	22日～24日 (3日間)	4/25日～5/19日 (25日間)	20日～22日 (3日間)
県警戒レベル	感染警戒期間	感染対策期			
国措置		まん延防止等重点措置			
対象店舗	場所	市内繁華街	市内全域		
	種類	酒類提供する飲食店	すべての飲食店		酒類提供する飲食店
営業時間短縮等	時間	午前5時～21時まで	午前5時～20時まで		午前5時～21時まで
	酒類提供	20時30分まで	午前11時～19時まで		午前11時～20時30分まで
1日当たり協力金額	定額 (4万円)	①売上高方式 1日当たり売上高に応じた定額等 ②売上高減少額方式（上限20万円） 1日当たり売上高減少額に4/10を乗じた額			
(最大給付額)	(84万円)	(560万円)		(240万円)	

注) 飲食店は、屋内常設スペースがあり、食品衛生法営業許可を取得しているもの

(イ) 要綱の整備状況について

給付対象店舗等の整備のため、各弾に応じ「松山市新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金給付事業要綱」を制定し、次のように公布している。

要綱の公布状況

区分	公布日
第3弾	令和3年3月31日
第4弾	令和3年5月18日
第5弾	令和3年5月28日

イ 交付の状況

令和3年8月末日現在の3年度協力金は、7,880件の給付決定が行われ、歳出予算現額9,025,450千円に対し支出済額は、6,024,222千円（執行率66.7%）となっている。



3年度協力金の給付状況 (単位：円・%・件)

区分	歳出予算現額	支出済額	執行率	給付件数
第3弾	1,428,000,000	1,399,440,000	98.0	1,666
第4弾	5,297,110,000	3,423,384,000	64.6	3,116
第5弾	2,300,340,000	1,201,398,000	52.2	3,098
計	9,025,450,000	6,024,222,000	66.7	7,880

注) 令和3年8月31日現在

ウ 交付事務等について

(7) 申請受付について

3年度協力金の周知について、所管課は市ホームページ及び広報紙のほか、松山商工会議所をはじめとする関係団体に会員企業への周知を依頼した。申請受付は、第3弾については、要請期間開始日から開始され、第4弾及び第5弾については、協力金算出に当たり売上高方式等が採用されたことから、要請期間終了後の開始となっていた。

受付に当たっては、業者委託により、コールセンターを設けて問い合わせ等への対応を図り、所管課の窓口及び郵送での受付のほか、庁舎外にも窓口を設け、土曜日、日曜日及び祝日の対応も可能としていた。また、売上高方式により算出されることとなった第4弾及び第5弾について、申請者が混乱なく算出できるように市ホームページに算出用シートを掲載するなど行い、申請を促進した。

(イ) 交付事務について

3年度協力金の給付決定が行われた7,880件のうち抽出により調査(第3弾(100件、84,000千円)、第4弾(100件、107,103千円)、第5弾(100件、38,028千円))したところ、適正に給付されていた。

3年度協力金の給付状況(抽出)

第3弾 (単位：件・円)

区分	第3弾	
	件数	金額
営業時間短縮(①)	39	32,760,000
終日休業(②)	56	47,040,000
併用(①+②)	5	4,200,000
計	100	84,000,000

第4弾及び第5弾

(単位：件・円)

申請方法	第4弾		第5弾		
	件数	金額	件数	金額	
売上高方式	(簡易)	81	68,040,000	82	25,380,000
	(通常)	14	28,097,000	13	9,198,000
売上高減少方式	5	10,966,000	5	3,450,000	
計	100	107,103,000	100	38,028,000	

抽出したものに係る申請受付から給付までの日数は次のとおりである。

3年度協力金についても、対象者への給付について、支払日を通常の設定日以外にも設けたことにより、速やかな給付となっていた。

3年度協力金の支給までの日数（抽出） （単位：件）

日 数		10日 以内	11日 ～20日	21日 ～30日	31日 ～40日	41日 以上	計	(最小8日、 最大41日)
件数	第3弾	25	24	51	0	0	100	
	第4弾	0	80	0	19	1	100	
	第5弾	1	79	0	19	1	100	

**(ウ) 実績の確認について**

3年度協力金の実績については、受給者に報告が義務付けられていないため、実績報告書等による確認はされていなかったが、給付対象とする要請期間中の現地パトロールを実施し、店舗の営業時間短縮等の確認を実施していた。

**エ 不正受給等の状況について**

令和4年2月末日現在の不正受給等の状況は次のとおりである。

**(7) 過誤受給について**

3年度協力金は、1件の過誤受給があった。

これは誤支給によるものであり、受給者から返還済みであった。

3年度協力金の戻入の状況 （単位：件・円）

区 分	戻入命令		戻入収入済		戻入収入未済	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
第4弾	1	25,000	1	25,000	0	0
(戻入理由) 算出誤りについて誤って支給してしまったことによる。						

**(イ) 不正受給について**

3年度協力金の不正受給の認定はなかった。

**4 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた補助金等**

**(1) 歳出予算の執行状況**

令和2年度における新型コロナウイルス感染症の影響を受けた補助金等の執行状況は次のとおりである。

単位（円）

松山市文化協会運営補助金				
当初予算額 ①	予算現額 ②	差額 ① - ②	決算額 ③	不用額 ② - ③
18,116,000	18,116,000	0	13,331,463	4,784,537
(不用額の理由) 二之丸薪能等の開催中止に伴い不要となった事業費の戻入による。				

ことばのちからイベント実施負担金				
当初予算額 ①	予算現額 ②	差額 ① - ②	決算額 ③	不用額 ② - ③
29,356,000	29,356,000	0	23,814,290	5,541,710
(不用額の理由) 響け!!言霊 第13回“ことばのがっしょう”群読コンクール及び「だから、ことば」大募集のイベント等の開催中止に伴い不要となった事業費の戻入による。				
公益財団法人 松山市スポーツ協会運営補助金				
当初予算額 ①	予算現額 ②	差額 ① - ②	決算額 ③	不用額 ② - ③
54,922,000	54,922,000	0	33,409,668	21,512,332
(不用額の理由) お城下りレーマラソンや、新春城山登山マラソン大会の開催中止に伴い不要となった事業費の戻入による。				
愛・野球博実行委員会負担金				
当初予算額 ①	予算現額 ②	差額 ① - ②	決算額 ③	不用額 ② - ③
24,800,000	24,800,000	0	15,812,318	8,987,682
(不用額の理由) オールスターゲーム PR 事業及びプロ野球フレッシュオールスターゲーム等の延期により不用となった事業費の戻入による。				
公益財団法人 松山国際交流協会運営補助金				
当初予算額 ①	予算現額 ②	差額 ① - ②	決算額 ③	不用額 ② - ③
83,452,000	61,647,000	21,805,000	46,557,174	15,089,826
(不用額の理由) 大学生海外派遣事業や海外からの受入事業の中止により不用となった事業費の戻入による。				
公益財団法人 松山観光コンベンション協会運営補助金				
当初予算額 ①	予算現額 ②	差額 ① - ②	決算額 ③	不用額 ② - ③
186,145,000	186,145,000	0	115,402,841	70,742,159
(不用額の理由) 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、大神輿総練をはじめ、台湾との各種交流事業、松山の物産と観光展（札幌市）などの中止により不用となった事業費の戻入による。				

## (2) 実績の確認について

すべての補助金等について、実績報告書等が提出され、補助事業者等の決算報告書等も提出されており、所管課において確認されていた。

以上が、「新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金等について」の概要である。今後の事務の執行に際しては、下記の事項に留意されたい。

## 【要望事項】

### ・松山市放課後児童健全育成事業新型コロナウイルス感染症対策特例措置補助金

#### ①実績報告書の適切な確認について（5 ページ）

松山市放課後児童健全育成事業新型コロナウイルス感染症対策特例措置補助金に係る実績報告書について、その内容審査のための書類として児童クラブから衛生用品等の購入に係る帳簿が提出され、所管課はこれにより確認し補助金交付をしているが、領収書については一部確認していない状況であった。本補助事業は、衛生用品等の購入を事業実績とし、その実績額に対し交付するものであることから、交付済みの補助金について早急に帳簿と領収書の確認を行われたい。

### ・松山市保育所等新型コロナウイルス感染症対策費補助金

#### ①財産管理に係る補助事業者への指導について（7 ページ）

松山市保育所等新型コロナウイルス感染症対策費補助金では、新型コロナウイルス感染症への対策から空気清浄機等の購入が多く、中には価格が 30 万円を超える高額な備品の購入もみられた。所管課は、補助事業者である保育所等に対し、要綱で処分制限期間内の財産管理を義務付け、補助金の交付の目的に反しての使用、譲渡等には市長の承認が必要なこととしているが、対象財産の管理がされていない状況が見受けられたため、財産や耐用年数等を明確にした台帳を作成することなどにより、適正な管理が行われるよう保育所等へ指導されたい。

### ・松山市個人事業主等支援給付金

#### ①給付要件の適正な確認について（11 ページ）

松山市個人事業主等支援給付金は、事業収益の減収等の影響を受けた個人事業主の事業継続のため、店舗等を賃借する個人事業主等に対し、家賃等固定費に係る負担の支援を行うものである。給付に当たり、所管課は、契約書のみで賃借の確認をしていたが、賃借の実態及びその負担の確認のためには、証拠書類として賃料支払いに係る実績等の確認も必要であったと思料する。また、店舗兼住宅の賃借の場合においても、その事実を確認するには資料が不十分な状況が見受けられた。今後、同様の事業を行うに当たっては、給付要件の確認のため、必要な資料を求めるとともに、事業開始後であっても改善を図ることなどにより適正な確認を行われたい。

#### ②受給者への周知について（11 ページ）

松山市個人事業主等支援給付金は、国の給付金の給付決定を受けていることを対象要件としている。国では不正受給に対し、ホームページ等で強くメッセージを発し、警告している。本市においても、本給付金受給者に国の給付金の支給取消等が生じた場合、本給付金の返還対象となり得ることなどもあることから、ホームページ等により受給者に周知されたい。

### ・松山市新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金（第 1 弾及び第 2 弾）

#### ①給付要件の適正な確認について（17 ページ）

松山市新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金（第 1 弾及び第 2 弾）は、飲食店等への時間短縮等の要請に協力する店舗の事業継続支援のため給付するものであることから、給付に当たり迅速性を期して尽力した姿勢は認められるものの、休業実施日数に対する加算で差し引くこととされている定休日について、定休日がないことの確認が不十分な状況が見受けられた。受給者への公平性のため、今後、同様の事業を行うに当たっては、給付要件を明確にし、事業開始後であっても改善を図ることなどにより適正に確認を行われたい。

#### ②返還金の徴収について（17 ページ）

過誤受給について、いまだ返還されていないものがあるため、今後も引き続き交渉を行い徴収に努められたい。

## むすび

今回の行政監査のテーマは「新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金等について」である。

令和2年初頭から、国際的に広がりを見せた新型コロナウイルス感染症は、我が国にも影響を及ぼし、国は様々な支援により新型コロナウイルス感染症への対策を図った。本市としてもその支援を最大限に活用すべく、これまでに例を見ない過去最大の歳出予算規模で市民の安全安心な暮らしを守るため取り組んだことは、令和2年度決算のとおりである。

そこで今回、本監査において、本市が行った新型コロナウイルス感染症対策に係る事業のうち、最も市民への直接的な支出となる補助金等の交付状況についてテーマに掲げ、調査を行ったものであるが、監査対象とした補助金等については、必要な支援を要する対象者へ迅速で的確に給付されている状況が見られ、評価できるものであった。

また、今回、経常的に支出されている補助金等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント等の中止を行ったものについて交付状況等を調査したが、補助事業者からの報告により戻入等の手続きがされ、使途に基づき適正に対応されている状況が確認できた。

しかしながら、事業実施に係る迅速性の弊害として、制度設計に曖昧さが見受けられるものもあったことは否めず、今後の事業執行において課題を残した。

いまだ新型コロナウイルス感染症との闘いは継続している。限りある財源を最大限に活用し、感染症から市民と地域経済を守るため、現状で検証できるものについては検証等を行うことにより、今後の有効な支援策へつなげられることを期待するものである。